

Institute for Advanced Research, Nagoya University



名古屋大学高等研究院

## 金融システム研究プロジェクト・ニュースレター

(発行責任者: 大学院経済学研究科助教授 家森信善)

E-mail: [ymori@soec.nagoya-u.ac.jp](mailto:ymori@soec.nagoya-u.ac.jp)

[新聞寄稿論文の紹介]

### 「岐阜・三重・静岡県の企業のメインバンク」



高等研究院のプロジェクトの一環として、『中部経済新聞』に連載している「東海金融の明日を考える」の第3回目の原稿が、2003年7月7日に掲載されました。

第2回では、愛知県及び名古屋市の企業のメインバンクの変化を調べましたが、今回は、岐阜、三重、静岡県の企業について同様の分析を行いました。

その全文を以下でご紹介します。

#### はじめに

前回、名古屋市および(名古屋市を除く)愛知県に本店を置く上場企業のメインバンクについて、1998年と2003年について比較した。その結果、金融機関の再編が進んだ割には、メインバンク関係は変化していないことがわかった。ただ、名古屋市以外の愛知県に立地する、新規に上場した企業では、UFJ銀行をメインバンクとする比率が高かった。

今回は、同じデータに基づいて、岐阜県、三重県、および静岡県に本店を置く上場企業について、メインバンクがどう変わったか(あるいは変わらなかったか)を確認してみる。

#### 岐阜県企業のメインバンク

前回と同様に、メインバンクとは、東洋経済新報社『会社四季報』の取引銀行欄の最初に名前が挙がっている銀行と考えることにした。また、1998年については、1998年夏号、2003年については2003年春号を利用した。

岐阜県に関しては、1998年の上場企業(銀行

\*\*\*\*\*

を除く)は31社である。このうち、十六銀行をメインバンクとする企業が9社、大垣共立銀行も9社である。愛知県では圧倒的なシェアを持つ東海銀行は、岐阜県内では6社にとどまっている。

2003年には、上場企業数は26に減少している。大垣共立銀行のメイン先は9社で変わらなかつたが、十六銀行が5社に減っている。ただし、これは合併や統合に伴う上場廃止によるものも含まれており、この間に十六銀行が急速に地盤を失ったと評価するたぐいの減少ではなさそうである。

その他の三井住友銀行やみずほ銀行も前身の銀行の取引関係を引き継いでおり、事実上ほとんど変化がなかった。

また、十六と大垣共立以外の地元金融機関としては、岐阜信用金庫が1社ではあるが、メインバンクとしての地位を保持している。

### 三重県企業のメインバンク

三重県の上場企業は、1998年には17社あった。このうち、百五銀行がメインバンクである企業が6社、東海銀行が5社であった。

2003年の上場企業は16社で、ほとんどメインバンク関係も変化していない。東海銀行にくらべて、UFJが1社減っているように見えるが、当該企業が本社を三重県から愛知県に移したためである。

また、百五銀行以外の地元金融機関では、三重銀行が2003年に1社のメインバンクとして登場している。

### 静岡県企業のメインバンク

静岡県では、2002年3月に中部銀行が破綻している。他方、邦銀の中で最上位の財務健全性を誇る静岡銀行が展開している。

1998年の静岡県の上場企業数は66社であった。このうち、静岡銀行をメインバンクとする企業が24社であり、第一勧銀の6社が続いている。静岡県の他の地銀(スルガ、清水、中部)をメインバンクとする企業が合計で7社あった。

2003年も上場企業数は同じ66社であった。トップはやはり静岡銀行で、メイン先も増えて27社であった。この点の詳細は今後の検討課題であるが、おそらく、静岡銀行の健全性が顧客を集めの武器になったのであろうと予想される。

静岡銀行以外の地銀がメイン先にする企業数は2社減っている。大手銀行のメイン先もほぼ横ばいである。

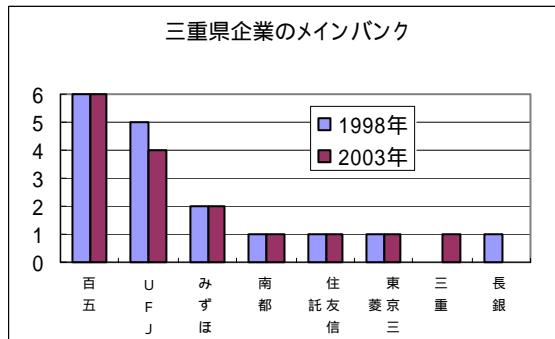
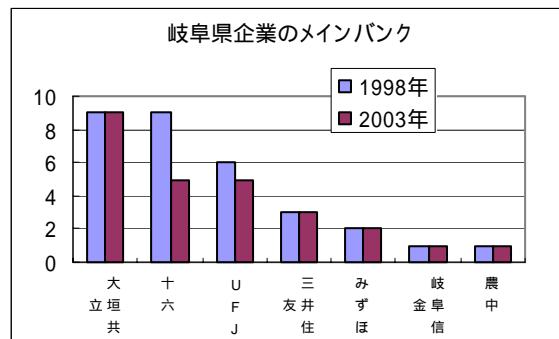
### 低迷する新規企業の登場

前回、名古屋市を含めた愛知県では、同じ期間に上場企業数は199から221に約10%増えている。それに対して、岐阜県は(企業統合の影響もあるが)2割近くも上場企業数が減り、三重県と静岡県は横ばいである。

経済の低迷には、既存企業の経営が低迷することと、新規企業の登場が見られないことの二つの側面がある。いわゆる会社の少子高齢化問題である。

地元の企業が上場企業に育ってしまうと、資本調達を市場で行うようになって必ずしも銀行にとってプラスとばかりいえないかもしれない。しかし、若い人のいない組織が活力を失うのと同じで、新しい企業が生まれてこないと地域経済は活力を失う。

新規企業の登場が不活発であるということは、地域経済の低迷する原因もあるし、もちろん結果でもある。弱っている中小企業の病気を治す名医であると同時に、伸びる可能性のある企業を育てる良い教師としての役割も、地域金融機関には期待されているのである。



\*\*\*\*\*

### [研究論文の紹介]

## 「取引の場所は重要か？」

名古屋大学大学院経済学研究科の機関誌『経済科学』第51巻第1号(2003年6月)に、"Does it matter where transaction takes place?" という英文の論文を発表しました。

金融市場の実証研究では、市場が効率的であるとすると説明できないような現象(アノマリー)がいくつも見つかっています。その代表的なものが、曜日効果です。これは、特定の曜日のリターンが他の曜日に比べて高かったり、低かったりするもので、もしこういうパターンが事前にわかっていていれば、それをを利用して儲けることができるはずです。こうした収益機会があることは、市場の効率性と矛盾します。

そこで、証券市場論の世界では、どのようなアノマリーがあるのか、またそのアノマリーの原因は何なのかが研究されてきました。後者に関しては、資産の性質に原

因があるのか、あるいは、取引市場の制度などに原因があるかが重要な論点になります。

本論文では、外国為替としての円を取り上げることにしました。この円の相場が、世界各国の市場でどのように値付けされているのかを調べました。もし各国に特有の制度がアノマリーの原因なら、同じ資産であるのに、各国毎に異なった曜日効果が見られると考えられます。

詳しい結果は、論文を見て頂きたいのですが、最も重要な結論は、かつては、市場毎に異なった曜日効果が見られたが、最近では曜日効果はいずれの国でも見られなくなったということです。この結果からは、為替取引の場所がかつては重要だったが、金融のグローバル化の中で各国の市場の性質が均質化してきたと考えられます。

\*\*\*\*\*

### <その他の7月の活動>

#### (1) 名大トピックスへの寄稿

名古屋大学の広報誌『名大トピックス』に「研究ナウ」というコーナーがあります。この 121

号(2003年6月30日)に、「金融システム再生への細く険しい道を求めて」というタイトルのエッセイを寄稿しました。

## (2) 学会だよりの執筆

『金融ジャーナル』誌に、「学会だより」というコーナーがあり、日本金融学会の共通論題の意図や主要な報告が紹介されます。金融学会の大会主催校の関係者かプログラム委員が執筆しています。2003年5月に開催された日本金融学会について、私が同誌(2003年8月号)に「学会だより:学会と金融界の建設的な交流プロセスを目指した創立60周年記念大会」を寄稿しました。

## (3) 書評

『経済セミナー』(2003年8月号)が、「夏休みに読む36冊」という企画記事を掲載しました。私はその中で、「日本の金融システムはどうなるか」というテーマで、3冊の内容を紹介しています。

その3冊とは、三木谷良一+アダム・S・ポーゼン編『日本の金融危機-米国の経験と日本への教訓-』(東洋経済新報社 2001年) 箭内昇『メガバンクの誤算 銀行復活は可能か』(中公新書 2002年) 池尾和人『銀行はなぜ変わらないのか』(中央公論新社 2003年)です。

## (4) 新聞寄稿

保険業法の改正(予定利率の破綻前引き下げが可能になる)の成立を受けて、『中日新聞』(2003年7月18日)に、保険行政および保険会社経営の今後の課題について寄稿しました。

## (5) 東海資本市場研究会

野村證券名古屋支店が中心になって、東海資本市場研究会が立ち上がることになりました。7月2日に、同支店で事務局を担当する方々に、「地域金融を考える視点」というタイトルで、

東海地域の資本市場の諸問題を考えるためのレクチャーを行いました。

## (6) セミナー報告

高等研究院では、高等研究院セミナーを始めました。第1回目が、2003年7月25日に開催され、9月以降、毎月、定例的に開催されます。

第1回目の報告は、佐藤彰一・文学研究科教授による「ポスト・ローマ国家の自己維持機制」と、私の「預金保険とディスクロージャー」でした。私は、ペイオフ解禁が延期に至った日本の銀行の状況を説明した上で、信用金庫のディスクロージャーに関する研究を紹介しました。

## (7) 金融審議会の中間報告書

昨年から金融庁・金融審議会の「信託に関するワーキンググループ」に参加してきました。7月14日にワーキンググループとしての「中間報告」がとりまとめられ、28日に金融審議会において了承され、公表されました。

大正11年制定の信託業法を抜本的に見直すべきだという内容です。大きな論点は、受託可能財産を拡大すること(知的財産権なども信託業の対象になる)と、信託の担い手を銀行だけに限定せず、一定の資格を満たす事業会社にも拡大するという点です。

今後、金融庁において、具体的な法改正の手続きが進められます。信託機能の高度利用により、経済活性化につながることが期待されます。

## (8) 海外コンファレンスでの報告

ドイツ・ミュンヘン大学のCESifo研究所主催のコンファレンスが7月25、26日にイタリア・ベニスで開催され、私との共同論文 "Determinants of Voluntary Bank Disclosure" をMark Spiegel 氏が報告しました。